

考取一个资格⑬ “医疗事务”

此期, 我们想给大家介绍一下颇受女性欢迎的“医疗事务”这一资格。“医疗事



务”之所以受女性欢迎, 是由于以下几个原因: ①雇用形态分为短时工·零工·派遣职员·合同职员·正式职员等多种形式, 因此可以根据自身的生活方式来安排工作形态; ②相比之下医疗业界不大容易受到景气好坏的影响; ③由于医疗机构遍布全国各地, 因此, 即使迁居别处也比较容易找到类似工作。④有关医疗事务的考试, 大多没有报考资格的限制, 全国各地均比较频繁地举行考试, 因此也较容易挑战这项资格; ⑤只要接受三个月的函授教育, 就可以在短时间内学成毕业。

那么, “医疗事务”具体指的是什么样的业务呢? 我们就在此为您介绍几种具有代表性的“医疗事务”。此外, 在一些大医院里, 对各种业务进行分门别类的情况比较多, 可是在某些小的诊所, 有时一个人要处理多项业务。① “申请医疗收益的详细会计报告”: 是指当患者属于医保就医时, 需要制作医疗收益单据, 以向市町村等政府以及其他机关申请患者自己负担的医疗费以外的费用, 并提交给负责审查的支付机构。这是最具代表性的医疗事务。

② “住院部业务”: 在有病床的医院, 为患者办理住院·出院手续及检查·投药·管理、准备病历等业务。

資格を取ろう⑬「医療事務」

今回は、女性を中心に入気が高まって いる「医療事務」の資格をご紹介します。

「医療事務」が女性に入気の理由としては、以下のような点が挙げられます。

①雇用形態が、パート・アルバイト・派遣社員・契約社員・正社員と多様であり、自分のライフスタイルに合った働き方が可能なこと、②医療業界は比較的景気の影響を受けにくいくこと、③医療機関は全国にあるので、転居しても再就職がしやすいこと、④医療事務試験は受験資格を問わないものが多く、試験は頻繁に全国で行われてあり、挑戦しやすいこと、⑤通信講座などでは3ヶ月程度の短期間でも学べること。

では、「医療事務」とは具体的にどんな業務を指すのでしょうか。「医療事務」の代表的な業務について、いくつかご紹介します。なあ、大きい病院では分業されていることが多いですが、小さな診療所などでは1人で複数の業務をこなすこともあります。

① 「レセプト業務」

保険診療が適用される際に、患者負担分以外の診療費を市町村等に請求するために診療報酬明細書(レセプト)を作成し、支払い審査機関に提出する業務のことです。医療事務の代表的な業務になります。

② 「病棟クラーク業務」

病床のある病棟で、患者の入退院の手続きや検査・投薬・カルテの管理や準備

③ “挂号业务”（外来病患挂号业务）：请第一次来看病的患者出示保险证，并为其制作病历，或者是输入电子病历及发给患者门诊卡；为以往来过的患者准备病历，呼唤患者名字并将其引到诊疗室门口，以及接听电话等等。

④ “会计业务”：指看完病以后及出院后的会计业务。此外，还要对医生开出的药方进行确认，如果在院内拿药的话，要对药剂予以核实，并向患者说明药的吃法・使用方法。

⑤ “医疗秘书业务”：这种秘书业务不同于一般企业的秘书，它需要一定程度的医疗术语及医疗收益方面的专业知识。一般作为院长专属秘书来配属，医务室秘书及病房医疗秘书也相当于医疗秘书。

⑥ “医疗信息处理业务”：是指管理・处理医院经营方面之重要信息的业务。又分为统计、分析每一天前来医院的患者人数，病床运转率，新患者人数，定期来医院就诊的人数及次数等“统计业务”；以及制作由于某种原因，没能收进医疗费（未付费）的名单，并督促患者缴纳费用的“制作未收费名单・督促缴纳未收费”之业务。

医疗事务的资格种类有十多种，其间大多为民间资格。由于民间资格实施考试的次数很多，及格率也比较高，因此可以说挑战起来不是很难。只要参加比较大的公司所设的函授讲座，修完指定课程，并通过“结业考试”，那么有时还能够获得在家接受“医疗 医疗事务管理士（R）”考试的权利。这类考试，不需要考核学员背下来了多少东西，而是可以边参考教材及计分表，边解答。相关细项，敬请有兴趣的读者浏览下述网页。

http://www.u-can.co.jp/course/data/in_h

等を行います。

③「外来受付窓口業務」（外来受付クラーク業務）

初診の患者から保険証を預かりカルテを作成、または電子カルテへの入力や診察券の発行、再診の患者のカルテの用意、患者の呼び出しや診察室への案内、電話応対等の業務です。

④「会計業務」

診察後や退院後の会計をする業務です。その他、出された処方箋の内容の確認や、病院内で処方する場合は薬剤の確認や飲み方・使用方法の説明も行います。

⑤「医療秘書業務」

一般企業の秘書と違い、ある程度の医療用語や診療報酬等の知識が必要になります。配属される場所は院長付秘書、医局秘書、病棟クラークも医療秘書に該当します。

⑥「医療情報処理業務」

病院の経営に関する重要な情報を管理・処理する業務です。1日の患者外来数、病床稼働率、新患数、通院率、通院回数等の統計・分析をする「統計業務」や、何らかの理由により徴収できなかった診療費（未収金）のリストを作成し、未収金の督促をする「未収金リストの作成業務・未収金の督促業務」等です。

医療事務の資格は 10種類以上あり、そのほとんどが民間資格です。民間資格は試験実施回数が多く、合格率も比較的高いことから、挑戦しやすいと言えるでしょう。大手通信講座の中には、所定の講座を受講し、「修了認定試験」に合格すれば、「医科 医療事務管理士（R）」試験を自宅で

tml/47/special2.html

厚生劳动大臣所认定的公共资格为“医疗收益申请事务能力认定考试”及“医疗事务技能审查考试”两种。其中“医疗收益申请事务能力认定考试”无论从知名度、难度、还是从医疗机构的评价来讲，都属于高水平的资格，因此，考取这项资格会十分有利于找工作。下面就为大家介绍一下考试概要。

《医疗收益申请事务能力认定考试》

“医疗收益申请事务能力认定考试”是考核学员是否拥有根据处方笺来申请医疗收益的单据制作能力，以及是否拥有有关医疗事务的全盘知识。



<考试概要>

不问考试资格。有医科和齿科两种分类，设有专业・实际技能考核。考试时间为三小时。每年举行两次（7月、12月），于周日或节假日实施。报考费用为 7,500 日元，及格率为 30% 左右。

<专业考试内容>

- ①医疗保险制度等・公费负担医疗制度之概要
- ②保险医疗机关等・疗养担负规则等基础知识
- ③医疗收益等・药价标准・材料价格标准之基础知识
- ④医疗术语及医学・药学之基础知识
- ⑤医疗相关法规之基础知识
- ⑥护理保险制度之概要

受験できる権利が得られるというものもあります。この試験は、暗記を問う試験ではないので、テキストや点数表等を見ながら解答できるとのことです。詳細について興味のある方は、下記 HP をご参照ください。

http://www.u-can.co.jp/course/data/in_html/47/special2.html

厚生労働大臣に認定された公的資格は「診療報酬請求事務能力認定試験」と「医療事務技能審査試験」の 2 つです。特に「診療報酬請求事務能力認定試験」は知名度・難易度・医療機関からの評価ともに高い資格なので、取得してあくと就職等で有利になるでしょう。以下に試験概要をご紹介します。

<診療報酬請求事務能力認定試験とは>

セレプト作成能力と医療事務全般の知識の有無を問う資格。

<試験概要>

受験資格は問わない。医科と歯科に分かれたり、学科・実技試験がある。試験時間は 3 時間。年 2 回（7月、12 月）日曜日または祝日に実施。受験手数料は 7,500 円で、合格率は 30 % 前後。

<学科試験の内容>

①医療保険制度等・公費負担医療制度の概要

②保険医療機関等・療養担当規則等の基礎知識

③診療報酬等・薬価基準・材料価格基準の基礎知識

④医療用語および医学・薬学の基礎知識

⑤医療関係法規の基礎知識

⑥介護保険制度の概要

<実技技能考核内容>

医疗收益申请事务实际技能(制作申請医疗收益的详细会计报告)

要想取得医疗事务资格，一般都是通过函授讲座或走读来实现。学费因各团体的不同而不尽相同。大公司的函授讲座费用大约为 5 万日元左右（6 个月课程），走读（每周两次，三个月课程）的话，大约为 10 万日元左右。此外，要是您所接受的讲座属于厚生劳动省教育训练补助金制度规定对象的话，那么只要达到一定条件，就可以在结业后，获得所付学费之 20%（最多 10 万日元）的补助。

《教育训练补助金制度》

“教育训练补助金制度”是厚生劳动省为支援进入社会的人们进一步提高其自身能力所实施的一种辅助制度。

什么人能成为“教育训练补助金制度支给对象”

●第一次享受这一制度的人…加入雇用保险期间共计达到一年以上的话，便有资格享受。

●以前享受过这一制度的人…从前一次享受这一制度开始，到接受讲座之日（邮寄教材那一天）起，加入雇用保险的期间，共计达到三年以上的话，便有资格享受。即使现下没有工作，但离职只要不超过一年，便有资格享受。

此外，还有一种与此不同的制度，即只要达到一定的条件，就可以享受厚生劳动省实施的“为取得有益于就职的日语资格等之教育训练补助金”制度，获得学费补助。第一代归国者（无论国费、自费）及国费归国的第 2、3 代，均有资格享受此制度。具体事宜，敬请向您所在地的当地政府咨询。（S）

<実技試験の内容>

診療報酬請求事務の実技（レセプトの作成）

医療事務の資格取得には、通信講座や通学講座で学ぶのが一般的です。費用は実施団体によって異なりますが、大手の通信講座で 5 万円前後（6 カ月コース）から、通学（週 2 回、3 ケ月）で 10 万円前後かかるようです。なお、厚生労働省の教育訓練給付金制度の対象となっている講座であれば、一定の条件を満たした対象者に講座修了後、学費の 20%（上限 10 万円）が支給されます。

《教育訓練給付金制度とは》

社会人のスキルアップを支援するために厚生労働省が実施している制度です。

《教育訓練給付金制度の対象者とは》

●初めてこの制度を利用する方…雇用保険の一般被保険者であった期間が通算 1 年以上の場合に、利用することができます。

●以前、この制度を利用したことがある方…前回の利用から、受講開始日（教材発送日）に雇用保険の一般被保険者であった期間が、通算 3 年以上の場合、利用可。現在仕事を辞めていても、離職後 1 年以内なら大丈夫です。

また、これとは別に、一定の要件を満たせば、厚生労働省の「就労に役立つ日本語など」の資格取得のための教育訓練給付金事業」という制度を利用し、受講費用等の助成を受けることができます。この制度は帰国者 1 世の方（国費・自費とも）と、国費帰国の 2・3 世の方を対象にしています。詳細については、お住まいの自治体にお問い合わせください。（S）